

地区防災計画



白石区栄通 6 丁目町内会

令和 8 年 4 月 1 日

目 次

1 計画作成の趣旨

2 前提事項

- (1) 用語の定義
- (2) 計画の対象地区
- (3) 対象地区の特性

3 災害対応

- (1) 活動の基本的考え
- (2) 活動内容
 - ア 平素の段階
 - イ 災害対応の段階
 - ウ 対策本部
 - エ 救援活動のイメージ
 - オ 区役所との連絡・調整
 - カ 避難行動要支援者の避難支援
 - キ 基幹避難所(白石体育館、本郷小学校)の業務

4 防災関連機関等

5 札幌市ホームページの「防災・危機管理」の紹介

6 附 則

白石区栄通6丁目町内会地区防災計画

1 計画作成の趣旨

大規模な自然災害においては、防災関係機関も被災し発災直後の救援活動(公助)が十分に発揮できなかった過去の教訓があり、自助・共助(町内会)の重要性が認識されました。また、自助・共助・公助が相互に機能することが重要であり、このため町内会の自主積極的な取り組みの一つとして「地区防災計画」の作成が奨励されています。これらの背景を受け栄通6丁目町内会の防災能力向上のため本「地区防災計画」を定めるものです。



2 前提事項

(1) 用語の定義

- ア 自助とは、自分の命と財産は自分で守ること。
- イ 共助とは、町内会の人々が互いに協力し助け合って災害に対応すること。
- ウ 公助とは、国や自治体、消防、警察、自衛隊等の公的機関の救助活動、救援物資の提供、復旧・復興活動等によって災害に対応すること。

(2) 計画の対象地区

- ア 白石区栄通6丁目地区及び近傍の避難所(開設時)
- イ 栄通6丁目近傍に指定されている避難所
 - (ア) 基幹避難所(避難所に区役所職員が勤務)
 - ・白石区体育館(南郷通6丁目北1-1) 町内から 450m~900m
 - ・本郷小学校(南郷通10丁目南3-1) 町内から 750m~1.3km
 - (イ) 地域避難所(基幹避難所を補完するもので区役所職員の勤務なし。)
 - ・栄通児童会館(栄通6丁目19-12)
 - ・南栄会館(南郷通6丁目南1-35)
 - ・南郷福祉会館(南郷通7丁目南4-4)

(3) 対象地区の特性(札幌市ハザードマップの災害見積による。)

- ア 地震
 - (ア) 想定される揺れの強さは「震度6弱」である。
 - (イ) 家屋全壊率「1%未満」と「1%以上5%未満」の地区が混在する。
 - (ウ) 液状化発生の可能性は極めて低い。
- イ 水害
 - 月寒川及び望月寒川の氾濫による浸水の見積はない。

3 災害対応

(1) 活動の基本的考え

- ア 救援活動は自助を第一優先とし、自助の目途がついた段階で共助の活動を並行して行うものとする。

- イ 共助・公助に係わる救援活動はボランティアであり、過失による事故等は自己責任となる。危険を伴う救援活動は実施の可否を含め慎重に行うものとする。
- ウ 仕事に就いている場合は、仕事に影響を及ぼさない範囲での活動とする。

(2) 活動内容

ア 平素の段階

必要により、町内会(部長会議)において以下の事項を検討する。

- ・地区防災計画の見直しに関する事
- ・防災意識の高揚に関する事
- ・防災訓練に関する事
- ・防災資器材の準備に関する事、その他



イ 災害対応の段階

(ア) 災害が限定的な事態

(例;地震で家屋の倒壊は無く家具等が転倒程度)

被災に対し近所付き合いの範囲で各人ごとで行うものとする。

(イ) 災害が大規模・広範囲にわたる事態

(例;地震で町内会に多数の家屋の半壊・全壊が発生)

町内会として組織的に共助の救援活動を行うものとする。

ウ 対策本部

(ア) 対策本部の業務(役割)

初期消火・人命救助等の初動対応と並行し、被災状況・被災者の要望等を把握し区役所に連絡する。

また、一連の救援活動を町内会として組織的に実施するための統制・調整を行う。

(イ) 対策本部の開設・運営

a 本部は以下の場所を検討し、当時の状況により開設する。

この際、対策本部の活動が周囲に認知して貰えるよう留意する。

- ・みのる公園横に停車した私有車内(積雪等)
- ・みのる公園の既存施設、または天幕内
- ・避難場所に未指定の白石老人福祉センター等



b 備付一覧(基準)

- ・地区防災計画、対策本部の業務(参考)
- ・町内会の班区分図、住宅地図
- ・看板「栄通6丁目町内会対策本部」
- ・被災状況の把握表
- ・活動日誌
- ・勤務割表
- ・掲示板(伝言板)
- ・筆記具、懐中電灯、その他



c 対策本部の運営

- (a) 本部要員の被災等により参集に制約が予想される。このため活動の優先順位・役割分担等は当時の状況により柔軟に調整する。
- (b) 災害対応の長期化が予想される場合、班長等を通じ対策本部への協力を調整する。
- (c) 原則、町内会の帽子・ジャンバーを着用する。



d 対策本部の役割区分は以下のとおりとする。

町内会組織	災害時の主な役割	
町内会長	本部長	・全般統制
適任者	防災部長	・区役所に被害状況の連絡 ・被災者のニーズの把握・調整、他
総務部	総務班	・活動本部の開設・運営 ・本部要員の勤務調整、他
会計部	情報連絡班	・倒壊家屋、負傷者等の把握・記録 ・道路、水道、電気の被災把握・記録、他
体育部	消火班	・初期消火、近隣への支援依頼、他
青少年・環境部	救出援護班	・人命救助、近隣への支援依頼、他
地域安全部	避難誘導班	・支援者(班長)との連絡・調整、他
女性部	給食給水班	・給食給水ニーズ、救援物資の把握 ・救援物資の配布支援・炊き出し、他

エ 救援活動のイメージ

段 階	主な救援活動	
自助 公助 共助	・初期消火 ・人命救助、負傷者の応急手当 ・被災状況の把握・連絡 (人員、家屋、電気、水道、道路) ・防犯・防火の呼びかけ、パトロール ・被災者の要望に応じた支援 ・水の確保、炊き出し ・避難所への避難支援 ・救援物資の集積・配布支援	  

オ 区役所との連絡・調整

- (ア) 基幹避難所(白石体育館、本郷小学校)に勤務する区役所職員との連絡・調整を行う。

(イ) 被災状況を把握し、町内会で取りまとめて区役所に連絡する。

- ・軽症・重傷・死亡・安否不明者の名簿
- ・半壊・全壊・火災家屋の居住者の名簿
- ・電気、水道、道路の被災状況(町内会の地図に記載)

別紙第1「被災状況の把握(連絡)表」



カ 避難行動要支援者の避難支援

(ア) 避難行動要支援者名簿の取得

札幌市と協定を結び避難行動要支援者の同意を得た「避難行動要支援者名簿」の提供を受ける。また、名簿の変更分は年度ごと提供を受ける。

(イ) 避難支援の依頼

- a 避難行動要支援者の居住する班の新旧班長(支援者)に避難支援を依頼する。
- b 支援依頼は年度ごととし、支援が得られない場合は町内会役員又は近隣住民に調整する。

(ウ) 避難支援の要領

a 平素の段階

支援者は避難行動要支援者の居住者宅を確認する。望ましくは避難行動要支援者と面会をしておく。

b 災害対応の段階

支援者の避難支援は義務ではなく、自身や家族の安全を第一に無理のない範囲とし、以下の例を参考に当時の状況により判断して行うものとする。

- (a) 自身が避難する際、要支援者に声をかけていく。
- (b) 避難情報の発令を要支援者に電話・訪問等により伝える。
- (c) 避難情報の発令を要支援者の親族に伝える。
- (d) 要支援者の状況を確認し必要に応じ119番に通報する。
- (e) 要支援者と避難所まで一緒に行く。



(エ) 個別避難計画の作成等

- a 避難行動要支援者と面談を行い個別避難計画を作成する。
- b 新旧班長(支援者)に個別避難計画(写)を配布し、支援内容を確認・理解してもらう。
- c 個別避難計画(原本)は台帳として取りまとめ一括管理する。

別紙第2「個別避難計画」

(オ) 民生委員等との連携

避難行動要支援者の支援においては、民生委員等との連携に留意する。

(カ) 災害発生時の安否確認・連絡

対策本部は「被災状況の把握(連絡)表」(別紙第1)とは別に「避難行動要支援者名簿」により、避難行動要支援者の避難状況等の安否を確認するとともに把握結果を区役所に連絡する。

(キ) 個人情報の保護

「避難行動要支援者名簿」は以下により管理する。

- a 町内会長と防災部長を「避難行動要支援者名簿」の管理者に指定
- b 上記管理者を「名簿情報管理者届」により区役所に提出
- c 避難支援等の目的以外での「避難行動要支援者名簿」の使用を禁止
- d 「避難行動要支援者名簿」の紛失・盗難防止を考慮した保管
- e 「個別避難計画」も「避難行動要支援者名簿」に準じて適切に管理

キ 基幹避難所(白石体育館、本郷小学校)の業務

(ア) 避難所開設の条件

市長・区長の判断及び震度6以上の地震発生時に開設

(イ) 避難所における町内会の役割

- a 避難所の開設と滞在スペースの設定
- b 避難者の受入(受付)
- c 避難者(在宅避難者・車中泊避難者を含む。)の管理
- d 避難所運営組織、活動グループの編成
- e 避難所運営委員会の設置(発災から1週間程)
- f 区役所職員、施設管理者との連絡態勢の確保
- g 区役所職員、施設管理者と協力した避難所の運営

(ウ) 初動期(発災当日)の対応

- a 6丁目町内会の避難所の選定(白石体育館又は本郷小学校)
 - (a) 前項(イ)の業務を町内会で行うため。
 - (b) 避難を必要とする家庭へ周知するため。
- b 区役所職員が到着していない場合は、施設管理者と避難所開設の調整
- c 管理者がいない場合の施設の開錠(施設及び備蓄品庫の鍵)
案内プレートにある番号に電話しキーボックスの暗証番号を聞き開錠する。
- d 施設管理者とともに被害状況及び安全を確認
安全確認が終るまで避難者は施設外で待機するものとし、町内会独自で施設に入る場合は慎重に安全確認を行う。
- e ライフラインと通信機器の確認
電気、水道、トイレ、ガス、暖房機器、AED、通信機器等を確認する。
- f 受付の設置と避難者の滞在スペースの設定
区役所職員の補助及び6丁目町内会のニーズを調整する。
- g 避難者の受付
区役所職員の補助及び6丁目町内会の避難者の受付を行う。
- h 滞在スペース以外に想定される施設
必要により、更衣室、休憩室、採暖室、休憩室、福祉避難スペース、多目的トイレ、感染症室、授乳室、ペット飼育スペース等を準備する。



4 防災関連機関等

- (1) 「火災・救急・救助」に係わる緊急時の連絡先(119)
- (2) 札幌市危機管理局(011-211-3062)
- (3) 白石区役所総務企画課(011-861-2400)
- (4) 白石警察署(011-814-0110)
- (5) 白石消防署(011-861-2100)

5 札幌市ホームページの「防災・危機管理」の紹介

- (1) 災害情報

ホーム > 防災・防犯・消防 > 防災・危機管理 > 防災・災害情報を得るには
> 情報を集める

- (2) パンフレット

- ・さっぽろ防災ハンドブック →左側
- ・マンションの防災力
- ・自主防災マニュアル



- (3) 災害危険箇所図(ハザードマップ)

- ・地震防災マップ →中央
- ・浸水ハザードマップ →右側

6 附 則

本計画は、令和8年4月1日から施行する。





被災状況の把握(連絡)表

栄通6丁目町内会(令和 年 月 日 時現在)

項 目		被災状況の把握内容		
		氏 名	住 所 (○番△)	要望等
人的 被害	軽症			
	重症			
	死亡			
	安否 不明			
家屋 被害	半壊			
	全壊			
	火災			
電気(停電) 水道(断水) 道路(損壊)				

個 別 避 難 計 画

【避難行動要支援者】

(氏名) _____ 様 (住所) 栄通6丁目 _____

(生年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (連絡先) _____

災害時に 配慮が 必要な事項	手帳の内容 (_____ 手帳 _____ 級 _____ 障害) ☐ 立つことや歩行が難しい。 ☐ 音が聞こえない。(聞き取りにくい。) ☐ 物が見えない。(見えにくい。) ☐ 言葉や文字の理解が難しい。 ☐ 危険なことが判断できない。 ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない。 ☐ その他 ・ _____
支援内容	【災害時に下記例を参考に判断をお願いします。】 ・避難する際、声をかけていく。 ・避難情報の発令を電話・訪問等により伝える。 ・避難情報の発令を親族に伝える。 ・安否状況を確認し必要に応じ119番に通報する。 ・避難所まで一緒に行く。 ・ _____

	緊急連絡先①	緊急連絡先②
氏 名 (団体名)	_____ 様 (_____)	_____ 様 (_____)
住 所		
電話等		
備 考		

【特記事項】
--

	支援者①	支援者②
氏 名 (団体名)	(班) 様 (栄通6丁目町内会)	(班) 様 (栄通6丁目町内会)
住 所		
電話等		
備 考		

基幹・地域避難所等情報(地震災害を想定)

【基幹】 ☐ 白石体育館を希望 ☐ 本郷小学校を希望

【地域】 ☐ 南栄会館を希望 ☐ 栄通児童会館を希望 ☐ 南郷福祉会館を希望



